

平成25年第3回府中町議会定例会

会議録(第3号)

1. 開会年月日 平成25年9月13日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成25年9月18日(水)

4. 出席議員(17名)

議長	中村勤君	副議長	慶徳宏昭君
1番	小菅卷子君	2番	中井元信君
4番	益田芳子君	5番	山口晃司君
6番	上原貢君	7番	海渡弘信君
8番	西友幸君	11番	山西忠次君
12番	木田圭司君	13番	力山彰君
15番	加島久行君	14番	岩竹博明君
16番	中村武弘君	17番	梶川三樹夫君
18番	林淳君		

5. 欠席議員(1名)

3番 繁政秀子君

6. 付議事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 一般質問

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	和多利	義之君
副町	長	佐藤	信治君
教育	長	高杉	良知君
企画財政部	長	高石	寛智君

総務部長	寺尾光司君
福祉保健部長	末釜由紀夫君
生活環境部長	木谷賢二君
建設部長	森島正二君
向洋駅周辺区画整理事務所長	土手澄治君
消防長	中村克司君
教育部長	林健三君
総務部次長	谷崎文男君
生活環境部次長	梶川幸正君
教育次長	金藤賢二君
環境課長	池口豊記君
環境センター所長	坂本雅司君
社会教育課長	中野真司君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のために会議に出席した者

議会事務局長 花田智史君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村 勤君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成25年第3回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(中村 勤君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、15番 加島議員、16番 中村武弘議員を指名いたします。よろしくお
願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

本日は厚生関係から質問を行います。

厚生関係、第1項、新たな特別警報の運用による防災体制はについて、16番中村  
武弘議員、10番慶徳議員の質問を行います。

最初に、16番中村武弘議員。

16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。新たな特別警報の運用による  
防災体制は、ということで質問させていただきます。

その前に、今回の18号台風で被災されました地方の皆さんにはお見舞いを申し上  
げます。

台風18号は、近畿、北陸地方に大量の降雨があり、5時5分に福井県に初めての  
第1号となる大雨特別警報の発令があり、テレビで、直ちに命を守るため行動をとっ  
てくださいとの気象庁の放送がありました。また、6時10分には、京都、滋賀、福  
井に大雨特別警報が発令され、今回の台風の大きさがよくわかりました。

質問趣旨。気象庁は本年8月30日より、これまでの警報発令基準を上回る暴風な  
どの災害が起こるおそれが高まっている場合に発表する特別警報の運用を開始いたし  
ました。マスコミでもしばしば、「これまで経験したことがない大雨」ということが  
報道され、これを大雨特別警報と定義し、非常事態が迫っている、直ちに命を守る行  
動をとるように、と住民に危険を知らせる放送をしました。

近年の気候変動が進む中で、府中町においてもこれまでの災害想定を超える事態も  
予測しておかなければなりません。

特別の警報の発令は、新たに住民に危険を知らせる伝達義務が生じています。

こうした新たな運用が始まったことにより、次の第2項について質問をいたします。

1、町民に対する昼夜の情報伝達、避難場所の指定、避難方法は。

2、児童・生徒の登下校時の対応、留守家庭児童会や保育所、幼稚園への対応は。

ということで質問させていただきます。

ただ、資料要求はしておりませんが、ことしになって大雨警報が何度出たか、わ

かれば教えてください。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 引き続き、10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 私も中村武弘議員に引き続きまして、防災関係の質問をさせていただきます。

気象庁がことしの天候は異常だったと、異常気象だったというふうに発表いたしました。が、どうも私はことしに限って異常ではないと、こういった気象が、どうなんですか、5年、10年続いているのかな、夏大変暑うございます。広島でも35度前後の気候が続いておると、四万十市におきましては、2日間だったでしょうか、40度を超えたということが報道されております。大きな原因は、地球の温暖化、一昨日も台風が日本列島を縦断いたしました。が、海水温が大変高いということで、27度以上になると海水の水蒸気が随分蒸発するようで、それに伴って大変強い雨が降るというふうに言われております。

府中町は、過去の歴史において大変な被害が出た町でございます。ちょっと調べてみますと、寛政8年といえますから、今から223年前、死者数が169名、それから嘉永3年、今から163年前でございますが、死者の数が60人ということが資料の中に出ておりました。その当時の人口、府中町という行政面積がどこまでだったかなというのは不明でございますが、恐らく矢賀あたりも府中町じゃあございませんので、府中の一部であったんじゃないかなと思っておりますが、人口的にははっきりした資料はございませんが、約3,000人ぐらいの人口で、寛政8年には169人という大変多くの死者を出しております。

新しいところでいきますと、大正15年の洪水、これは榎川の堤防が決壊したということで、大きな被害が出ております。それまでは今のような護岸ではなかったと、土の護岸をつくってたと、定期的に泥上げというんでしょうか、川床の砂をその土手へ盛り上げて、定期的にやっていたようでございますが、計数的に申しますと、4年に1度ぐらいの洪水が府中町は襲ってきたということで、今の堤防は下のほうには石で積んでございますが、これは大正15年の洪水の後、2年後に広島県の補助金をいただいて整備をしたという記録が残っております。したがって、大変洪水と切っても切り離せないのがこの府中町かなと。

その要因は、御承知のように、広島県全般のことなんですが、石は花崗岩、大変風化しやすく、それが風化したのが真砂土、真砂土というのは保水力がないというこ

とで、雨が降ると全て河川に流れてきたと。ここを見てもわかってきますように、完全に天井川になっていると。泥上げが追いつかないと。けさも裏正面から入りますと、役場の1階部分は海拔2.3メートルですか、海の津波も心配なんです、過去の歴史からいうと、私たちの先輩は、山津波というふうに言ってました。何度かそういった山津波が起きまして、私たちの住んでいるみくまり地区、今下水道の工事をしておりますが、下水道の管を入れようと道路を掘っても、大きな転石にぶつかって、なかなか前に進めないと、それは昔の方は山が動いたというふうに言っております。山がなくなったということ。

したがって、今の榎川の位置も、大正15年の洪水で場所が変わっております。榎川はそこから水分峡までをお思いなるかもわかりませんが、そこには山田川が流れてきて、それから龍仙寺の上のほうから、本当は御衣尾川というふうに呼んでおります。だから、大正15年前は今の御衣尾川というのは、今の位置じゃなくて、御衣尾町内会の中の道がございます、幅員3メートルぐらいの、そこにあったわけです。それが洪水によって位置が変わったという歴史を持つてる町でございます。

そこで、心配をするのが、今回も気象庁が発令しました8月30日、特別警報というのを出すようになりました。ちょうどこの特別警報という言葉が運用される前、山口か島根か忘れましたが、中村議員がおっしゃったように、「これまで経験のしたことのない大雨」と、「直ちに命を守る行動をとってくれ」というふうに報道されて、実はびっくりしまして、どういうことなんや、こんな聞いたことのない言葉よなと思いました。それから、8月6日、これは地震のエリアメールというんですか、入ってまいりまして、震度6弱といったんですが、これセンサーの不具合で、結果的に広島まで影響なかったということですが、こういった非常、特別警報が出たときに、どういう行動をとるのかということがきっかけで今回の質問をさせていただいたということでございます。

それでは、質問事項に入ります。

特別警報発令時の対応について。

気象庁は8月30日に特別警報の運用を開始しました。導入のきっかけは、2年前の紀伊半島などを襲った台風12号で、危険性がさらに高まっていることを十分に伝えることができず、死者と行方不明者合わせて100名を超す惨事がきっかけであると報じられています。発令時には、都道府県から市町村への伝達と、市町村から町民

への伝達措置を義務づけております。府中町はどのような形で住民への伝達を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） おはようございます。生活環境部長です。16番中村武弘議員の新たな特別警報の運用による防災体制は、10番慶徳議員の特別警報発令時の対応について、答弁させていただきます。

まず、特別警報について御説明させていただきます。

新たに始まった特別警報は、警報の基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものでございます。市町による住民への周知活動も、特別警報では義務化されております。

府中町で可能性がある特別警報としては、次の4つがございます。その発令基準について御説明いたします。

1番目は、大雨特別警報でございますが、土壌雨量指数が233以上で、かつ3時間降雨量が121ミリか、48時間降雨量が394ミリとなった場合でございます。

2番目として、暴風特別警報は、中心気圧930ヘクトパスカル以下、風速毎秒50メートル以上の場合。

3番目として、大雪特別警報、これは18センチ以上降雪した場合でございます。

次に、4番目として、地震は震度6弱以上の緊急地震速報が出た場合となります。

それでは、中村武弘議員、慶徳議員の情報伝達手段はどのように考えているかとの御質問でございますが、府中町における特別警報の情報伝達手段は、次の6つでございます。

1番目として、防災行政無線で町内42カ所のスピーカーから放送いたします。

2番目として、府中町防災安全・安心メールサービスを行います。

3番目として、携帯会社を通じて、エリアメールや緊急速報メールなどの活用をさせていただきます。

次に、4番目として、電話から防災行政無線の放送内容が確認できる府中町防災行政無線テレフォンサービス。

5番目として、府中町ホームページ上の緊急情報欄に特別警報の情報を掲載します。

6番目として、広報車、パトカーを使用し、情報伝達を行います。

町の情報配信以外に、公共的なマスメディアのテレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネットから随時情報が配信されます。

以上が情報伝達手段と考えております。

次に、中村武弘議員の避難場所の指定、避難方法という御質問でございますが、避難場所については、府中町の避難場所24施設をできるだけ早く開設するように考えています。特に、夜間においては開場までに管理人や管理者が行くまでに時間がかかる場合が予想されますが、特別警報の趣旨を鑑み、できるだけ早く開場できるように周知徹底していくようにいたします。

また、町内会や自主防災会におかれましては、避難訓練や講習会等を通じて、近所にある公園や広場、強固で安全な一時的に避難できる場所の選定や、避難がおくれた場合の家の中で比較的安全な場所の確保、集会所等を一時的な避難場所として活用できるように、平素から地域の皆様に御検討をしておいていただきたいと考えております。

避難方法につきましても、一通りではなく、災害の種類や規模によって、安全に避難できる経路、また場所の選定についても、自助、共助の観点からいろいろな視点から検討していただきたいと考えております。

続いて、中村武弘議員の児童・生徒の登下校時の対応、留守家庭児童会や保育所、幼稚園への対応という御質問でございます。特別警報が発令されますと、町内では町民を避難させるため、避難場所の開設が必要となります。そのことから、各学校は町内の避難場所に指定されていることもあり、学校開設時には児童はそのまま学校への待機となります。留守家庭児童会の児童についても、隣接しておりますので、学校と連携を取り、学校へ安全に誘導することとなります。

また、特別警報発令前には、一般的には、あくまでも一般的ですが、注意報、警報が発令されることとなりますので、そのときには、現在も実施しております学校及び留守家庭児童会から保護者あてに、電話連絡及び緊急メールなどを利用して安全対策を講じてまいります。幼稚園においてもほぼ同様な対応がなされております。

保育園では、警報を確認し、園内の危険個所のチェックなどを早急に行っていますが、保育園は通常から保護者のお迎えのもとに成り立っているため、保護者については、「気をつけてお迎えに来てください」というメール配信をすること以外は通常の

配信をするとのことでした。しかしながら、特別警報が発令された場合は、通信網も混乱し、保護者との連絡も取れないことも考えられます。町内全域にわたる安全対策と整合性を図りながら、児童と保護者への周知及び対策等、今後研修していく必要があると考えております。

以上でございます。

また、中村武弘議員が御質問されました今年度の警報発令回数でございますが、6月19日、17時27分警報発令、6月20日、14時03分警報が解除、7月3日、13時33分発令、15時14分解除、8月25日、5時55分発令、14時34分解除、9月3日から9月4日にかけてですが、警報が発令され、9月4日に解除されております。このいずれも防災注意体制をひき、生活環境部、建設部等において庁舎に登庁し、情報収集等を行っております。ですから、本年度の警報発令回数は現在のところ4回でございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 2回目の質問。

まず、16番中村武弘議員、ございますか。どうぞ。

○16番（中村武弘君） 質問回答ありがとうございました。先ほどの中で周知方法としてスピーカーというのは、当然府中町の防災無線のことだと思います。ただ、日中でも言えることなんですけど、特に夜間は大雨が降ってるときには、基本的には聞き取りにくいと思いますし、特に私たち住んでる川沿い、あれは皆さん川のそばに住んでおられる方がどれだけおられるか知りませんが、物すごい音を立ててるんですよ。これまず聞こえません。危険なところがそういう状態になりますから、これは気をつけてほしいと思います。広報車で回るいうても、危険な場合には広報車そもそもが危険を冒して回る格好になります。

それと、先日11日ですか、J-ALERTの試験放送、テストというのがちょっと流れたんですけど、どういう格好で流されたか知りませんが、結果的には、何を言うたんかいなというような格好になっております。それは行政自身の確認事項かもしれないんですけど、やはり今言うように、みんなにこれは緊急事態よということで知らせるためのものですから、もう少し聞いてもらう方法をとってもらいたいと思います。

それから、18号の後の結果として、きのうも京都府ではメールの配信が随分おくれたというのが出ておりますし、これは府中町ということじゃなしに、メール会社の

問題かもしれませんが。

それと、きょう朝、これはまた違います、東日本の震災で今の幼稚園の車がいつものルートということで海岸沿いを走って津波に遭って亡くなったというので、きのう判決が出まして、きょう朝放送しておりましたけど、やっぱりとっさの判断、特に、それと今の登下校というか、その勇気ある中止っていうんですか、先ほども言われましたけど、特別警報が出る前には警報が出てるって言われますけど、やっぱり親がもう勤めに出た後の子供、そら時間的に早く出れば、当然親はそれらの対応しますが、その辺もしっかり決めてもらわないと、今まで以上に危険だと思います。

それと、特にこれ北小の先生に言ってるんですけど、大雨が降った後の川というのは随分流れが速い。特に府中町というのは高低差が高くて、そのかわり引くのも早いんですけど、落ちれば、当然小さい川でも、そら町長の前の山田川でも、うちの桜ヶ丘の下のすみれ川っていうんですよ、子供おもしろがって勢いがあつたら、ちょっと何かを物を投げてやろうかいう、私ども小さいときにはよくしたんですけど。

この間、帰りを見よって思ったんですが、1年生、2年生の子、ランドセルを背負ってたら、あのほうが重いんですよ。のぞき込んだりすれば、そのままいう危険性もありますから、これはそれだけのことで学校は注意してほしいんですけど、やっぱり登下校時の危険場所はもうしっかりチェックしてほしいと思います。

質問はそれだけです。あとは慶徳さんに譲ります。

○議長（中村 勤君） 10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 私も中村議員と関連した発言になろうかと思うんですが、実は先日試験放送をやられましたよね、最初は9月1日の予定だったんじやが、大雨が降りよってずれたんだらうと思うんですが、実は私が個人の家におるときにはよけ聞こえるんですよ。これは私のところは石井城址にスピーカーがございます。はっきりと聞こえます。たまたま、多分4日の日だったですかね、放送されたのは、畑で農作業してたんですよ。私だけでなく、周りの方と一緒にしよつたら、最初の、2回放送されましたが、女性の声、きれいな声だな、ちょっとおかしいけど、役場の職員にしちゃあすごい上手だなと思うて聞きました。何とか聞き取れました。2回目の放送が男性の声だったんです。声そのものはすばらしい声で、だけど、どうしたんですか、ハモるんですかね。山にありますので、北小のスピーカーから聞きましたので、私の住んどの石井城址のところのとハモったんかどうかわかりませんが、3人仲間がいた

んですが、あれ何言いよるんかね、全然わからんね、そういうことでした。

これは昔から防災無線が聞こえにくいというのは前から言われて、町も随分努力されて、聞きやすいようにされたんだと思うたが、やっぱりまだ聞き取れませんので、先ほど部長から6つの方法を考えておると、伝達方法は、ということなんですが、これ余り当てにしちゃあいかんですよ。いきません。聞こえません。何も私は行政ばかり言うつもりはございませんが、メール配信するとか、テレホンサービスもありますよ等々、広報車もあるんですが、私心配するのが、私の町内会も防災組織をつかってるんですよ。年に1回は持っておりますので、あれなんですが、やるんですが、ここの防災組織の中の訓練、いつも私は町民の方に生意気に話をするのは、私のやるのは総社会館であります。皆さん、総社会館は避難場所になってますよと、ここらだったら総社会館と北小なんですよ、町が指定してますよとは言いますが、こういった特別警報が出たときに、そこまで避難できるんかなと。例えば、大雨が降る1時間、2時間前に出ればいいですが、もう堤防が決壊する寸前にそんなの発令されたって、私は逃げることはできんのかなと。総社会館だって完全に天井川ですよ。2階のほうに行けば何とかなるでしょう。北小学校は高いところにありますから、あそこに逃げれば大丈夫ですが、こういったもう洪水になったときには、私は避難できんのかなと。橋が崩落して、行こうにも、橋が崩落したら、とてもじゃないから吉井橋のところまでたどり着けんですよ。ということになれば、今町が指定されてる避難場所、これは考える必要があるんじゃないかな。先ほど言われた災害の種類たくさんございますが、台風なんかのときはいいでしょう。でも、洪水が生じるというときには、これは気象庁も言うとりますが、直ちに自分の命を守る行動をとるべきだろうと思います。

ですから、私はこれは親から言い伝えられたことですが、おふくろが生まれた大正15年、生まれてすぐだったそうです。例の洪水があった。生まれてすぐですよ。そのとき親がどこへ連れて逃げたかという、道隆寺に逃げた。それは先ほど江戸時代の話もしましたが、そんな歴史があるから、言い伝えで随分聞いてきたわけです。だから、それは私は石井城址に逃げましょう。町が言っとる総社会館のほうへまで逃げよったら途中でやられますよ。石井城址に逃げましょう。高いところですよ。それで間に合わないときには、私の地域は住居専用地域で10メートル以下の建物しかできませんが、そんな中に3階建ての鉄筋コンクリートのつくりが2棟ありますので、そこ

へ逃げましょうという話をさせてもらいます。今配布されているハザードマップは避難場所指定されておりますが、私の考え方は、そこへ逃げ込むのは、高台に逃げて安全が確保されて、北小なり総社会館に逃げるべきだろうと、私は思うんですよ。だから、直ちに命を守るということはどういうことなのか。

例えば、台風ときでも洪水のときでも言うじゃない、もう家から出れんときには、小さな部屋へ逃げようと言うてましたね。トイレとか風呂とか、そこに逃げざるを得ない。町内会の防災施設で手助けするようになってますが、自分の命が一番大事ですよ。家族がおれば、家族の命ですよ。そして余裕があれば、こういった町内会の組織を使って要援護者に手助けをするというのが私は地域の自主防災会の組織だろうと思いますので、これからハザードマップをつくられると予算計上されてます。特別警報が出るようになったきっかけがございしますので、そこらももう一回考えて、町民の方、誤解してますよ。何かありゃあ、私のところは総社会館へ逃げようと言うとるわけですから、そら私は間違いだと思しますので、しっかり検討されて、次出されるハザードマップは、そこら辺も部長が言われたように、いろんなケースが災害のケースが考えられますので、こういうケースのときはどこへ行きましょうということは明記をしていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

生活環境部次長。

○生活環境部次長（梶川幸正君） 先ほどの16番中村武弘議員、10番慶徳宏昭議員の、例えば防災行政無線が大変聞き取りにくいということでございますが、防災行政無線が情報伝達の基本となるものと考えているところでございます。聞き取りにくい場合を補完することを考慮し、メール配信やテレホンサービス等、情報伝達を行うようにしているところでございます。ただ、情報伝達も限界があると考えております。最終的には、町内会や自主防災会など、地域のコミュニティーのマンパワーに頼らざるを得ない場合もあると考えております。議員おっしゃったように、自分の家族や近所の人たちに伝達することや、家庭内においても受け身ではなく、情報収集等、テレビ、ラジオなどを積極的に収集していただくということが重要であると考えております。

また、地域の防災講習会や避難訓練を通じて防災災害が起きる場合、自分たちはどこへ逃げるのか、またどの家のどの場所が安全なのか、日ごろから考えることが重要

であると考えております。

それと次に、J－A L E R Tの試験放送、先般行いましたが、これは消防庁のほうから全国的な試験でございます。最初に女性が申し上げたのは、J－A L E R T試験を行うという周知でございます。2回目、男性の声がありましたけど、これはその試験放送である旨を伝えたものでございます。確かにそれが聞き取りにくい部分は多々あるかと思いますが、今申し上げました災害が起きた場合には、それぞれの情報収集等に頼らざるを得ない場合があるものと考えております。

それと、小学校の安全対策ということでございますが、これは教育委員会と災害時における安全対策ということで、今後協議、検討をしていきたいというふうに思っておりますが、基本的には警報等が出た場合には、学校に避難させるか、もしくは自宅、学校等の登下校時はやらないということになってると思っております。

それと、避難場所にどうやって行ったらいいのか、行けない場合はどういうふうにするか、慶徳議員の質問だと思います。

例えば、浸水想定が予想される本町とか鶴江とか向洋では、昨年度から3階建て以上の建物の所有者に御協力いただき、自主防災会と町と3者間で、浸水時緊急待避協力施設として25カ所協定を結んでいるところでございます。また、町内の公園位置など、一時避難場所、いっとき避難場所のことですが、45カ所をしているところでございます。直ちに命を守る行動の一つとして、避難場所までの安全が確保されるまで、先ほどの例えば緊急待避施設とか公園とかに一時的に身を寄せていただき、その時々命を守る最善の方法を選択するということが非常に大切かと思っております。これが命を守る行動として必要なものと考えております。議員御指摘のとおりだと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 中村武弘議員からの大雨が降ったときの児童・生徒の登下校についてという御質問がございました。学校には各学校に安全マニュアルというものを備えておりますけれども、それをもとにいろんな行動をしていくわけですが、特に大雨が降ったとき、議員からも御指摘がございましたけれども、府中町の地形であるとか特性というものがやはりあるというふうに思っております。学校の教職員、いろ

んなところから来ておりますので、府中町についてのまだそういった特性が十分わかってないというところもあるのかなというふうに思います。

特に、府中町の場合、例えば降った雨が全部屋根で受けて、しかもいわゆる地面に余りしみ込まないで、屋根と道路で受けて、一気に排水路を通って川へ流れ込んでいくと、いわゆる鉄砲水という形になろうかと思うんですが、そういうこともとても起こりやすい場所だということがございます。そういうことを実は校長会でもお話をしまして、そういう特性があるんで、具体的にどこがどういうふうにそういう場所に当たってくるのかということ、子供たちと一緒に安全マップをつくりながら歩いて、しっかりそういうところをチェックをしていくと、そういうことを具体的にそういうマップをつくり上げていくと、それは子供と一緒につくっていくんだと、こういったようなことを指導しながら、登下校の安全について学校を挙げて取り組んでいるということであろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 勤君） 答弁は以上ですね。

3回目の質問。

まず、16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 次長から先ほどありましたけど、伝達方法で自主防衛なり自治会等への連絡というのが出てくると思うんですけど、正直言いまして、私、この4月から町内会長を受けました。その時点から今までに一切役場から、何かあったときにどうします、こうしますというあれは来ておりません。引き継ぎいうか、そら前の会長さんのときにあったんかもしれませんが、何も来ておりません。やっぱり新しく会長になる方、今回も何人かおられると思いますけど、行政から何かあったときにこうしますよという連絡いうか、あれはしてほしいと思います。これだけを一つ、もしあれなら教えてください。

○議長（中村 勤君） 要望でよろしいですか。答弁要りますか。

○16番（中村武弘君） はい。

○議長（中村 勤君） その前に、3回目の質問ということで、慶徳議員。

10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 最後の質問になります。次長のほうから民間施設と契約を結ばれとるんですかね。避難場所、一時避難場所ということで、二十数カ所とおっしゃ

ったですか。これはぜひとも私が住んだるみくまり方面、石井城方面の方とも結んでいただきたい。

というのが、さきも少し触れたんですが、過去の洪水は石が転石がたくさんあるというのは、水分方面の河川が決壊したわけですよ。だから、大きな石がみくまりとか石井城とか本町あたりごろごろそこにとどまってる、そういう過去がございますので、そして、砂原という町名が残ってますが、そこは砂の原っぱになったわけです。大きな石ほど転がって下へ行きませんので、上のほうにあるということは、過去の歴史からいっても、山が動いたと言いましたが、1個なくなったわけですから、もっと今の榎川の話をしてますが、今の位置の前は、みくまり病院から石井城のスパークがあるじゃないですか、あこらあたりは坂川というふうに、今、大須上岡田線、あっこに水路があったんですよ、昔は。昔はですよ、江戸時代までは。それが過去の水害の歴史で水路も変わってきたと、それだけみくまり方面が崩れてきた。どこの山が崩れたんかわかりません。調べても載ってませんでした。相当前でしょう。そうなんですよ。

ですから、もっともっと私は個人的に、これビルが2軒あるけ、間に合わなきゃあ、あこへ逃げなさいと言いますが、町のほうもやっぱりそういった地域で10メートル未満のビルですから、3階に行かになあ助からんかもわからんが、いつでも私は協力しますし、やってください。

それから、さきの答弁がなかったんですから、ハザードマップ、私が言うようにやれと言いませんが、町民の方は誤解してますので、全て北小と総社会館に思ってますよ。災害によっちゃあ違うんですよというようなことも、ぜひとも記載をしていただきたいと、災害の種類ごとに、できれば紙面の関係で無理かもわかりませんが、わかりやすくひとつ書いていただきたいと。私はそういったハザードマップが出ましたら、また防災訓練をやります。勉強会になるかもわかりませんが、やる予定ですから、待っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

生活環境部次長。

○生活環境部次長（梶川幸正君） 先ほどの中村議員の御質問でございますが、引き継ぎがないということでございますが、重要な事項のときには、当然町内会もしくは自主防災会等と御協力をいただく部分が多々あると思いますので、その事前にそういうことを検討してまいりたいと、連絡網とか、そういうことは今後詰めていきたいとい

うふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それと、慶徳議員の緊急避難場所の件でございますが、平成24年度より浸水を想定した今の鶴江、本町地区、それと、今度津波にかかわる青崎の向洋の近辺でございますが、先行してやらせていただいております。確かに土砂災害等々もございますので、今後検討してまいりたいと。そして、あくまでも民地の方の御協力が不可欠となりますので、そこらは協力していただくようお願いしてまいりたいというふうを考えます。

それと、ハザードマップの件でございますが、申しわけございませんでした。これは特別警報の案件を記載して、発行を今年度末までにはやらせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 以上で、厚生関係、第1項、新たな特別警報の運用による防災体制はについて、16番中村武弘議員、10番慶徳議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第2項、災害発生時の避難について、8番西議員の質問を行います。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。先ほどとちょっと似通った質問ですが、ちょっと多少違いますので、質問させていただきます。

質問の趣旨としては、地震とか津波、豪雨等について質問させていただくんですが、近年、豪雨や、日本でも竜巻がかなり発生しております、などの異常気象が立て続けに発生し、それに伴って洪水やがけ崩れなどが発生した事例が数多く報道されています。中四国地方においても、南海トラフの問題が再々記事に乗っているところでございます。

これらの災害が発生したとき、住民の方を避難させる必要が出てきます。まず、町サイドにおいては避難しなさいとの御答弁でもありましたが、指示を出しますが、避難場所や避難経路の指定は、この前の土曜日、日曜日のテレビでも、安全な場所に避難してくださいというだけです。どのようなコースでどこへ、何を持って等、水害、竜巻、地震、それぞれ皆異なるので、このことについてどのように決定されているのか、災害状況によって違うと思われませんが、質問します。

次に、実際避難するに当たり、町内会が主体となり、安全確認、救助、誘導などを

行う例が多くなると思いますが、昨今の町内会の入会率が下がっており、そのための助成金の金額も減額しております。子供会や老人会等も同様でございます。もっと行政は広報で促すだけでなく、努力の余地はないのかという点についても伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中村 勤君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） 8番西議員の災害発生時の避難について答弁させていただきます。

まず、1点目の行政が住民に避難指示を出したときに、避難場所や避難通路の指定、どのように決定され、現場では実際に誰がどのように指示するのかといった御質問でございますが、これは先ほど来、中村議員、慶徳議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、原則として、最寄りの最も安全な避難所を使用していただくのが一番よいのではないかと考えております。

避難通路の指定でございますが、実際は困難なことがあるかと思いますが、万が一指定した、万が一ですが、いろんなことが想定されますので、避難路が通行できなことも考えられますので、道路等の現地調査を行い、または情報が入ってくる中で警察とも協力をしながら、通行規制を町のほうで行うことがあるかとも存じます。ふだんから複数の避難経路について住民の皆さんには検討をお願いしたいと考えております。

現場での指示等でございますが、災害の種類、規模によると考えますが、災害の規模が大きければ大きいほど、行政、消防、警察が対応できない場合がふえてまいります。最終的には自助、共助をお願いすることが多くなってくると考えます。地域の自主防災会のリーダーや町内会の皆様に初動対応をお願いすることが多くなると考えます。まず、自分の身の安全を確保した上で、2次災害が起こらないよう協力していただきますようお願いいたします。

次に、現場では町内会が主体となり、安全確認や救助、誘導などを行う例が多くなるが、入会、町内会の入会率のことでございますが、上げる余地はないのかという御質問でございます。議員の御指摘のとおり、災害時には町内会を初めとする地域の方々の共助が大変重要な役割となってまいります。町ではこうした災害時の機運を盛り上げるため、学区内の防災訓練や自主防災組織の訓練などを実施し、地域が協働して行うコミュニティー活動に積極的に参加を促す取り組みを地道に、かつ継続的に行

っていくことが町内会の必要性や、それがひいては入会率の向上に寄与するものと考えてます。ただ、広報するのみでなく、こういったコミュニティー活動に参加していただくことが、町内会加入率の向上も図れるものと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 2 回目の質問。

8 番西議員。

○8 番（西 友幸君） 2 回目の質問させていただきます。

実際の避難の対応、避難場所の対応については、机上の計算指針だけではなく、実際被災を受けた対応等を十分勉強し、実行可能な対策を講じていただきたいと思いますが、どのように思われるのか、お伺いいたします。

次に、議会の視察研修においても、私とすれば、理事者側から、ぜひこうした研修の一つでも入れていただきたいというような要望があってもいいのではないかと考えております。今までこういった要望は理事者側から出たことはありません。議会と一緒に勉強していくのもいいのではないかと考えていますので、その意気込みを伺いたいと思います。

また、ライフラインが崩壊したり遮断されるという地域がよく報道されていますが、避難や復興へ向けての対応は、地域の皆さんの協働による対応は欠かすことはできないと強く感じています。

以上、2 点について質問します。よろしく申し上げます。

○議長（中村 勤君） 答弁。

生活環境部次長。

○生活環境部次長（梶川幸正君） 西議員の実際の避難の対応、避難場所の対応については、実行可能な対応を講じていただきたいなどの御質問でございますが、まず、東日本大震災や豪雨災害、実際に被災した経験を踏まえ、国や気象庁、都道府県等は法律改正を含めた減災や被災者支援等の制度改正を含めた対応を行っているところでございます。

本町におきましても、それらに対応した防災に関する出前講座の内容や、避難訓練の内容に生かすことなどを行っているところでございます。東日本大震災発生後、半年後に開催いたしました平成23年度府中町総合防災訓練においては、中国電力、水道局、広島ガス等、ライフライン関連団体と地域住民、ボランティア団体、地元企業、

警察、消防との連携や復旧対応訓練などを実施しているところでございます。

また、総合防災訓練のない年につきましては、昨年より小学校区ごとの自助、共助による避難訓練等を実施しているところでございます。昨年は、府中北小学校区において10町内会、約300人の参加をいただいております。本年度は、府中東小学校区で9月28日に開催することとしており、地域との協働について検証確認を行いながら、なお一層の実行可能なものとしていきたいと考えておるところでございます。

次に、行政視察等の件でございますが、議員と一緒に頑張って勉強していくのもいいのではないかと、その意気込みはということでございますが、被災地の現状や災害時における対策、災害発生後の復旧、復興に向けた取り組み、ボランティアの受け入れ等を実際に被災された自治体でお話を聞くことは、議員御指摘のとおり、非常に重要なことと町は考えております。今後、議会事務局とも協議、調整をさせていただきながら、検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 3回目の質問。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。私は災害対応については、これまで何度も、いろんな道路の問題ですとか、地域について話をしてるんですが、どうしても災害というのは一番重要な問題です。多くの命を奪うとかいうことでございます。もちろん行政の力は言うまでもありませんが、そのために先ほど申し上げたとおり、日ごろから行政と地域が一体となり連携して、あらゆる対策を講じていかなければならないと思っています。

ここで日ごろ町長がおっしゃっています住んでよかったまちづくり、安全・安心のまちづくりという決意表明を日ごろおっしゃっておりますので、ちょっと決意表明をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） 8番西議員さんからの住んでよかった、安全・安心のまちづくりの決意を聞きたいと、こういうことでございますが。ちょうど私は12年6月4日から就任をして、今14年目に入っとるわけです。ちょうど平成12年が第2次

総合計画の最終年、第3次総合計画に向かうということで、10カ月の間に手づくりで第3次総合計画を策定したということですが、この中にはやはり、きょうは安全・安心の趣きが強いんですが、全ての施策に入れながら、災害とかいうものも施策に入れながらまとめ上げてきたということですが。基本的にもう第3次総が、住んでよかった、安心・安全のまちづくりを基本にして策定をしたと、こういうことであるわけですが。

若干、今まで進めてきたということについて、特に災害面だけを取り上げてみますと、先ほど来話も出とるんですが、府中町には防災計画、防災会議というものがあるんですけども、特に今回の東日本等の災害の教訓を生かして、県がまず上位計画でその計画を新しいそうした問題点を織り込んで、それを受けて町の防災計画を町の独自のものも含めて逐一改正をしてきていると、こういうことですが、さらに先ほども話がありましたように、避難の問題にしても、逐一この間もサンリブとの協定を結んだりして、民間の高いビル等も実際にはたくさんそういう協定を結んできているということですが、そういう防災訓練等もありましたが、これの充実を含めて、中身を今いろんな災害の教訓を生かして、本町としても防災計画の拡充を図ってきておると、これも災害の基本的なことになろうと思います。

それから、もちろん学校教育施設も避難所になる。災害によってはどこに行かにかあいいんか、とりあえずは上の高いところへ、安全なところへ逃げると、そして安全を確認しながら、今度は避難場所へ行くというお話が今さっきありましたが、特に学校についても、本町の計画は御承知のように、平成32年なんです。文科省が全国27年で100%にするとかって、補助金は確保するから、どうしても府中町さんも27年までに繰り上げてほしいと、できるだけ期待に沿うということで、いま一つ、府中中学校が今検討中ということですが、この秋ぐらいにはまとめて実施計画の中にも入れていくことにすれば、全学校も一応計画上は27年まで入る、これはもう一番大事なことであろうと、子供たちの安全と町民の安全と含めて、これは万全を期して努力をしていきたいと、このように考えておるということですが。

それから、やはり先ほど来10番議員もおっしゃっておられました、榎川、かって氾濫をした歴史をたくさん持つてる。これは大正15年の災害の後、県によって原形、いわゆる下の石垣、これ空積みですが、それと路盤、その後あそこへテンペラを塗っ

たりしとるんですが、形状は大正15年の災害後ということでありますが、特に歴史的にも、先ほどの話じゃありませんけれども、寛永とかなんとかいうて、私は天保、そこら時代なんです、府中町の歴史の中なんです、3度も4度も起きとる。70ミリから80ミリの間降とる。そういう災害の歴史は隆々たるものが府中町にはある。一番大変だろうということで、榎川の改修は県の土木局、西部建設事務所、たび重ねてこの陳情してきた。ようやく八幡川のへりののどを解消してもらって、榎川に入ってくださいとると。来年26年度にあと残った右岸側を整備していただく、こういう予定になっております。その後は、ちょうど役所のちょっと先までできておりますが、この上については道路等含めて、一体として国の補助事業、今やりよるのは単県ですが、補助事業で整備をするようにしたいという県の考え方をお聞きをしております。ぜひともそういうふうな形で早期にさせていただくように、これからも努力をしていかなければいけないと、このように思っておる。

それと、もう一つだけ今まで取り組んでることを申し上げますと、補助街路です。これも基本的には3次総に入とるんですが、これはもう雑駁に入とるだけですが、これを具体化するために補助街路整備計画を立てまして、75本の路線を整備したいと、こういうこととしたんですが、年に1本か2本、もっと促進できたらいいんだがなと、こういうふうには思とるんですが、大きな事業を今しておりますので、そうはいきませんが、整理がつき次第、やっぱりふやしていかなければいけないと、こういうことではないか。

先日も益田議員、小さな救急車をというような話がありました。私はこの補助街路がそういう救急車とか消防車のより近くに入とるということでやっていきたいと。かってこういう事例があるんです。消防のちょっと消防の悪口を言うようになるんですが、悪口じゃないんですが、ちょっと経緯を申し上げるということでお許しをいただきたいんですが、もともと工作車が、これがもともと4トン車なんです。道路が狭いからということで2トン車にしたんですね。その後どんどん起きるごとに、また町が発展するごとに、機器をいっぱい積まないけんようになった。そしたら、シャーシーが下がったんね。ほいで、買いかえ、買いかえいうて、わしに申されたんですが、いや、だめだ。4トン車でないにゃあいけんのをあんたらが2トン車にしたじゃないかというて、随分私のところは抵抗したんですが、ようやく二、三年前に心を解きまして、解除して買いかえたということでありまして、何か軽で救急車をやると、ちょっと質問

を聞きながら考えとったんですが、これと同じようなものになりやあせんかなど。確かに島しょ部とか山間部、道のより狭いところはやむを得ずやるんだらうと思います。

○議長（中村 勤君） 町長、答弁を簡潔にお願いいたします。

○町長（和多利義之君） そこまではないんじゃないか。

○議長（中村 勤君） 町長、答弁を簡潔にお願いいたします。

○町長（和多利義之君） 分かりました。そういうことでございまして、そういう思いをしたということで、ここでとめたいと思います。

それで、もう一点だけ申し上げておきましょう。先ほど来防災無線という話があります。これも当初からそんなに変わらんとするんです。いろいろ私もちょうど当時議会の総務委員長であちこちに視察に行ったんです。音響のええやつがあったんですが、どうもテストングをした、これになるんじゃないかという、いやわからん、入札やからわからんいうて、それになったんです。大体ちょうど四つ角あたりにマイクのこまいのがありますね、あの音響と変わらんような極めて悪い音響、こういうことでありまして、非常におっしゃるとおりで苦慮しとるんですが、この点についても、いろいろ社会資本総合交付金等の関係もありまして、それと35年にはデジタル化をして使えなくなる、今の材質が。だから、新たにいいとこに変えていこうということで検討をさせていただいておるんだということでございまして、過去にも要するに進めてきましたが、これからもまだあるんですが、余り言われよると議長に怒られますからやめますが、これからもひとつそういう形で期待に沿うように努力をしてまいりたいと、こういうことでお答えにかえたい、このように思います。済いません。

○議長（中村 勤君） 以上で、第8項、災害発生時の避難について、8番西議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） ここで休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

町長の答弁が長いものですから、10時50分から再開いたします。休憩。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時50分）

○副議長（慶徳宏昭君） 議長を交代いたします。休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（慶徳宏昭君） 続いて、厚生関係、第3項、再生可能エネルギーの取り組みと地域の産業の活性化について、2番中井議員の質問を行います。

○2番（中井元信君） 再生可能エネルギーの取り組みと地域の産業の活性化についてということで質問をさせていただきます。

資源エネルギー庁の資料によりますと、今、日本の自然からつくられる電気はたったの1.4%とされています。大規模のダムの水の力で作られる電気を入れても10%です。日本のエネルギー自給率は4%で、残りの96%を海外からの輸入に輸入に依存をしております。いわゆる太陽光や風といった自然エネルギーからつくる電気にはコストがかかるため、平成24年7月から、これらの自然からつくる電気の生産を支援する仕組みとし、固定買い取り価格制度で施行されました。家庭で使う電気を自宅で発電でき、発電した電力量が使用した電力量よりも多いときは、余った電気を電力会社で買い取ってもらうことができます。県内自治体では、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金制度を独自の基準で設けて、再生可能エネルギーの取り組みをしております。また、町としても、新規事業における施設整備での取り組みも重要と考えます。地域・地場産業の活性化にも資するこれらの取り組みについて、いかがお考えでしょうか。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） 中井元信議員の再生可能エネルギーの取り組みと地域産業の活性化について御答弁させていただきます。

当町では、平成21年度からの23年度まで、広島県の住宅用太陽光発電システム等普及促進事業を受託し、3年間で72件の助成を行いました。この広島県の補助事業の目的は、再生可能エネルギーの導入の支援のみではなく、工事を伴う省エネルギー設備の導入をあわせて行うことにより、当時経済に大きな影響を与えましたリーマンショックによる地場産業の景気回復を目指しておりました。しかし、実績では、府中町内企業が請け負ったものは72件中、わずか5件にとどまっております。

次に、平成21年当時の太陽光発電システムの価格は、1キロワット当たり60万円から62万円でしたが、平成24年12月には1キロワット当たり45万円と、約20万円安くなっております。また、売電価格も10年前は約24円程度でしたが、

平成24年7月から開始された固定価格買い取り制度の導入により、住宅用などの10キロワット未満の太陽光は、余剰電力が出た場合、調達期間10年で調達価格は平成25年度で38円と上昇しております。

当町の補助制度については、固定価格買い取り制度により、再エネ賦課金が全世帯に課せられるようになったことを受け、広島県が平成24年度から補助事業の廃止となったため、同様に府中町も受託事業である本補助制度を廃止しております。

以上、御説明いたしましたとおり、太陽光発電システムの価格は年々下がる一方、売電価格が上昇しており、助成をしなくても太陽光発電システムの整備導入は今後も普及していくものと考えます。

なお、公共施設への導入については、再生可能エネルギーは次世代のエネルギーとして大変重要であると考えておりますので、推進していくように計画しております。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問ございますか。

2番中井議員。

○2番（中井元信君） 御答弁ありがとうございます。再生可能エネルギーの取り組みの重要性、これは電力自給率の問題に限らず、地球温暖化の原因物質と考えられるCO<sub>2</sub>排出を抑制する大きな意味を持つものと考えます。地球環境の保全という観点からも継続な取り組みが必要と考えます。

御答弁にありましたように、売電価格も上昇し、また1キロワット当たりのシステム価格も下がっているときこそ、自治体の補助事業が誘い水となって普及、促進ができる好機と捉えていくときではないかと考えます。県内自治体を見ても、近くは熊野町を初め、神石高原町、大崎上島町、安芸太田市、江田島市等、県内14市9町、自治体23市町のうち17の市町が補助事業に取り組んでいます。人と自然、地球に優しい環境行政を目指す町として、中・長期的な視野に立って今後取り組んでいく計画はないのでしょうか。これは環境政策の柱として取り組むべき課題だと思いますが、この点いかがでしょうか。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（池口豊記君） 先ほど部長が答弁いたしましたとおり、広島県の補助事業の廃止に伴い、当町も補助制度を廃止しております。住宅用の補助制度につきまして

は、従前から比べ太陽光発電システムの価格が大幅に下がり、そのこととあわせまして売電の買い取り価格の上昇も行っております。補助がなくても設備導入が大変しやすい環境となっております。

このことから、太陽光システムなどの再エネ設備の導入は、助成がなくても需要が高まるものと考えております。しかし、今後システムの価格や導入状況の推移を見ながら補助制度の必要があれば、研究してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 再々質問。

2 番中井議員。

○2 番（中井元信君） この府中町は地政学的に見ても、どういうんですか、もう今農地はございませぬし、小水力発電とか風力発電にも向かない、またごみの問題にしても、ごみの減量化を図りながら、エネルギーとしての再利用も考えられないと、いろいろな条件があります。やはり一番可能性の高いそうしたエネルギーとしての発電能力というのは、やはりこの太陽光発電しかない。この太陽光発電こそこの府中町にとっては重要な再生可能エネルギーの資源じゃないかと、やはり住宅密集地でもあり、各家庭の屋根こそが発電される基盤となっていく、そういうものではないかと思えます。

地球に優しい町ということで、今後本当に府中町はこれだけのことしてるんだという、そういった意味からも、やはり何らかの形でそうしたポリシーのあるまちづくりをしていかなきゃあならないんじゃないかと、そういうふう思うわけですが、これは今御答弁いただいたんですが、町の方針という形にもなりますし、これはちょっとあれですけども、町長のほう何かお考えがありますか。このような環境問題というか、新しい電力のそういう再生エネルギーの可能性について、町としては一つの環境の柱としていくお考えというか、あれば、ちょっと振って申しわけないんですけども、一言あればお願いいたしたいと思えます。

○副議長（慶徳宏昭君） 町長。

○町長（和多利義之君） 御承知のように、過去にくすのきとか、あるいは交流センター等は取り入れてきたと、個々の補助事業は県あたりに頼りつつあったんですが、なくなったということですし、御承知のように、熊野とか県内7町が実施しとるんじやが、府中町もということですが、何分にも大きな事業に今取り組んどるということもあり

まして、時機を見ながらやっぱりやっぺいかなければいけない、地球温暖化で台風があつて、大災害をもたらす、恐らく間違いなく地球温暖化のせいだろうということでございまして、この太陽光のエネルギーというのはそういうものを防止する大きな要素になってるということでございます。大いに今後検討してまいりたい、このように考えておるということでございます。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第3項、再生可能エネルギーの取り組みと地域の産業の活性化について、2番中井議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、災害対策基本法改正案の成立を受け、町の対応はについて、2番中井議員の質問を行います。

2番中井議員。

○2番（中井元信君） 皆さん、もうしばらくお願いします。2回目の質問になりますので、大変恐縮しております。

質問事項、災害対策基本法改正案の成立を受け、町の対応はということで質問をさせていただきます。

さきの通常国会において、災害時に自力避難が難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を義務づける改正災害対策基本法が成立しました。今回の改正で要援護者の名簿作成が進むことにより、災害時における要援護者の避難支援の取り組みがさらに進むものと期待をされております。しかし、これは第一歩の取り組みにすぎず、自治体側の入念な準備が必要とされています。発災時に高齢者や障害者を地域社会で支える体制を整備していくためには、個別の支援、構造計画を決め、訓練する等、日ごろからの取り組みが必要となります。名簿作成の現状と今後の支援体制の構築について伺います。

今回の改正点では、避難所における生活環境の整備を明記をしております。安全性を満たした施設の確保と同時に、食糧や医薬品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとしてあります。さらに、福祉避難所の普及整備も取り組む課題と考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） 2 番中井議員の災害対策基本法改正の成立を受け、町の対応について、答弁させていただきます。

まず、1 点目の要援護者名簿の作成を義務づける改正災害対策基本法が成立しました。名簿作成の現状と今後の支援対策の構築についてでございますが、現行の制度においても、災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要支援者避難支援ガイドラインに基づき名簿作成を市町村に求めています。全国で作成している自治体は6割程度にとどまっていると聞いております。これまでに名簿作成を義務づけていないことにあわせて、個人情報保護法の観点から、自治体内部間においても個人情報の目的外利用について制限が設けられており、名簿作成が進んでいない大きな要因となっていました。

府中町におきましても、今回改正以前の昨年平成24年度より、府中町情報公開個人情報保護審議会の御意見等も伺いながら、個人情報の町内部間における目的外利用について答申をいただき、災害時要援護者名簿の作成を行っております。

ただ、今回の改正前と改正後で変わっていない点は、平常時における情報共有でも、本人の同意が必要であることについては従前と変わっておりません。平成25年9月現在で個人情報の平常時から情報共有について同意され、登録されている方は若干名です。災害発生時は要援護者名簿を活用し、安否確認等に使用することは可能となっていますが、まだまだ自分の情報を平常時から地域と共有するため登録していただくことについて、抵抗があるように感じおります。

現在、町として本人の同意を得て、地域と情報共有するための手段としてさまざまな方策を行っております。まず平成20年11月より災害時要援護者避難支援制度を設け、広報、ホームページの募集で普及啓発を行っております。

次に、2 番目として、自主防災会や高齢者の団体への防災出前講座で、要援護者登録について積極的に普及啓発を行っております。

3 番目として、社会福祉協議会が事務局となり、府中町の町内連合会、老人クラブ連合会、女性団体、民生委員児童委員協議会連合会、身障者福祉協会、ボランティア協議会、医師会、民間団体等で構成されている府中町被災者生活サポートボラネット構成団体への周知と登録についてお願いをしております。

次に、4 番目として、災害時要援護者となつなかりが強い安芸地区医師会訪問看護ステーションに対し、訪問時に制度について紹介をしてもらっております。

5番目として、福祉課所管の自立支援協議会、地域ケア会議において、災害時要援護者が入所や通所を行っている施設や事業所関係者、家族会や保護者会でお願いをしております。

6番目には、高齢介護課が実施しております徘徊高齢者SOS検索支援事業で登録されている場合、あわせて登録をお願いしております。

次、7番目ですが、健康推進課と西部保健所が難病患者とその家族と行っていた難病の集いでの説明と依頼を行っております。今後もいろいろな場面を活用し、説明や登録について協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の支援体制の構築についてでございますが、府中町は近年大きな災害が起こっておりませんが、東日本大震災や昨今の異常気象等、災害が多発している現在、住民の災害に対する意識が高くなっております。

そこで、自分の身は自分で守る、自助、共助を合い言葉に、昨年より学校区単位で避難訓練を実施しています。先ほども申し上げましたが、昨年は北小学校区で10町内会で300名で合同避難訓練をしたところでございます。訓練重点項目も、災害時要援護者の避難誘導も含め、避難所の開設訓練や応急処置訓練、社会福祉協議会による車いす体験、防災ボランティアによる防災講話等、実践を踏まえた訓練を行っております。今年度も先ほど申し上げましたとおり、9月下旬に東小学校区で計画しており、未開催の学区についても順次実施する予定でございます。

また、平成25年2月と3月に防災ボランティア赤十字奉仕団が府中町被災者生活サポートボラネットと共催し、「障害がある人が安全に避難するために」と題して、72名の参加のもと、町内会、自主防災会や民生委員が協力し、避難訓練を実施いたしました。このように、ハードで補えない部分については、自助、共助の観点から、地域において積極的に訓練を開催しております。

次に、避難所生活の整備を明記している食糧や医療品の用意、福祉避難所の普及整備についての御質問でございますが、まず避難所生活を送るための食糧や医薬品についてですが、昨年建設しました防災備蓄倉庫に、備蓄品として、現在アルファ化米を2,000食備蓄しております。

また、災害協定として、平成19年4月にはイオンリテール株式会社、イオン広島府中店と食料品と生活必需品の供給の協定、本年8月30日には株式会社サンリブ府中店と生活物資の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定を結び、町

の備蓄品以外の物資についても供給を受けることができる体制となっております。

医薬品につきましては、財団法人安芸地区医師会と平成25年2月1日に災害時医療救護活動に関する協定の細部見直しを行い、医師の派遣、医薬品供給などの協定を行っております。

福祉避難所については、福寿館のみであった福祉避難所を平成24年11月29日に府中町社会福祉協議会が指定管理を受けております府中町ふれあい福祉センター、福祉の郷が運営するなないろ作業所と福祉避難所の締結を行っております。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問ございますか。

2番中井議員。

○2番（中井元信君） 大変丁寧かつ細やかな御答弁をいただき、ありがとうございます。大変進んでるなということは実感をしました。本当に「住んでよかった 安心・安全の町 府中町」、これからも目指して頑張りたい、このように思います。

1点、ちょっとこれは有効なのではないかなというふうな取り組みを紹介させていただきます。できれば、府中町でも可能ではないかなということなんですが、ひとり暮らしの高齢者が緊急時に外出中であっても身元確認ができる、命をつぐカード、仮称ですけども、これをつくってはどうかということであります。このカードは本人の氏名や住所、電話番号、家族などの連絡先を所定のカードに記入し、本人と連絡先の人がそれぞれ持ち歩くことで、外出中に災害などが起きても連絡を取り合うことができる。これは岐阜のほうでつくられたそういう一つの災害時に役に立つツールとして採用をされたそうですけども、こういうものがあれば、非常に連携も取りやすく、御本人の確認もしやすいということで、有効なのではないかなというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） 大変貴重な御意見ありがとうございます。先ほど御説明申し上げましたが、現在当町におきましては、高齢介護課において実施しております徘徊高齢者SOS捜査支援事業、類似した事業がございますので、これとの関連も含めて関係課と調整、研究していきたいと考えます。

○副議長（慶徳宏昭君） 再々質問。

2 番中井議員。

○2 番（中井元信君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第4項、災害対策基本法改正案の成立を受け、町の対応について、2 番中井議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第5項、府中町商工会について、1 2 番木田議員の質問を行います。

1 2 番木田議員。

○1 2 番（木田圭司君） 最後の質問になります。皆さん、よろしく願いします。

それでは、府中町商工会について、ということで質問させていただきます。

平成20年4月から県からの権限移譲により、町が立入検査、勧告等権限のほとんどが移譲されました。ということで、以下質問いたします。

1 として、新聞報道による組織率36.4%と、県下ワーストワンであったが、町のはどのように考えておられるか。これについてはどのような指導をしてくられているのかということで。

2 目です、町長の尽力により新しい事務局長さんが配置をされましたが、町としてはどのような指導をされ、また指導を考えておられるのか、ということです。

町長さんはこの件については一生懸命取り組んでおられたのは、よく存じております。事業所数1,200以上で事務局長を配置していただけるようにされたというふうにお聞きしております。それに当てはまるのが府中町と安芸商工会、旧船越、海田、坂が合併した商工会、県内ではこの2つだろうと思います。いうことは、今後、今までは、次の質問も関係するんですが、組織率50%というのがずうっと言われてきておまして、定款等を見ましても、どうやって50%を維持するかというために、たくさんいろんなことが記されております。今後この組織率の50%というのはもう全く関係なくて、この事業所数だけでいくのかということも加えて質問いたしたいと思います。

3 目でございます。平成21年3月議会において、今回と同じような質問をさせていただいております。当時は、今申しましたように、組織率が50%を切れば、県からの事務局長に対する人件費補助（445万円）が削られ、というようなことで、

これはこの年、平成21年2月の中国新聞にこの記事が出て、3月議会で質問し、4月からそのように事務局長さんの補助金がなくなり、府中町商工会には事務局長はおられないという状況がついこの間まで続いております。

もう一つの質問に対して、何個か質問させてもらったんですけど、その中に民主的な運営がなされていないと、民主的ないうのは何かということなんですが、たくさんあるんですけども、1つ大きなので申しますと、総代会等で選挙して挙手しても、採決をとらないとか、もろもろなことがありますして、私はそういうふう感じておりましたので、そういう質問させていただいております。そのときの町長から積極的な答弁をいただいておりますけど、その答弁どおりに適切な指導がなされてきているのかということ、この指導に対する府中町商工会の対応はどうであったのか、なぜここまで衰退してきたのか、ということをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） 12番木田議員の府中町商工会についての御質問に御答弁させていただきます。

まず、1点目の新聞報道による組織率36.4%と、県下ワーストワンであったが、町はどのように考えているのか、どのように指導してきたのかという御質問でございますが、商工会は商工業者の自主的な経済団体として、地区内における商工業の総合的経済改善、発達を図ることを目的としております。今回の新聞報道にある組織率の低下は、町として大きな懸念を持っているところでございます。

町としては、平成20年4月に権限移譲を受けて以来、再々にわたり立入検査や是正指導等を行っておりますが、商工業者の現状は、不況と高齢化による個人事業主の高齢化などによる会員の廃業や転出、広域的に事業展開しているチェーン店などの増加により、都市部周辺の組織率の向上は極めて難しい状況にあると思っております。

町としては、こうした状況を改善するため、商工会の事務局を総括する事務局長の設置基準について、組織率ではなく、小規模事業者数や、または商工業者数などの要件を緩和していただき、事務局機能を強化し、商工会の健全運営を目指したいと要望活動を、町長みずから広島県及び広島県商工会連合会に再三にわたって行っていただきました。その結果、広島県においては、商工会事務局長設置費補助要件について、

商工会等、地区や地区内商工業者の実情に応じた支援体制の構築及び事務局長を中心とした支援事業の取り組み強化を図るため、事務局長設置費補助要件を平成25年から特例的に見直しが行われ、府中町において平成25年8月1日から事務局長が就任しております。

次に、2番目として、町長の尽力により新しい事務局長が配置されたが、どんな指導をされ、また考えられているのかという御質問でございますが、事務局長は商工会の事務局を総括し、経営指導員等職員の労務管理や財政運営、事業計画の策定等の業務はもとよりですが、会員確保に係る取り組み、及び会の事業運営等の改善に取り組んでいただき、組織率の向上を図っていただくよう、重点的にお願いしてまいりたいと考えております。

次に、平成21年3月議会の質問に対し、その後適切に指導したのか、また指導に対し商工会の対応はどうだったのか、なぜここまで衰退したのかという御質問でございますが、町といたしましては、冒頭に御答弁させていただきましたように、平成20年の権限移譲以降、立入検査や是正指導等を行っております。

商工会においても、組織率等の改善に向け、他市町の商工会と意見を交換しながら努力をされているところでございます。社会環境や地域の実情から、先ほども申し上げましたが、都市部周辺の商工会組織率の向上は極めて難しい状況にあると考えますが、大変厳しい状況の中ではありますが、いろいろな工夫をされているものと、努力されております。

本年度新たな執行体制が発足しております。先ほどおっしゃいました民主的な運営等についてでございますが、会長は就任挨拶で、風通しのよい商工会をつくりたいとおっしゃいました。また、事務局長の就任挨拶では、地元の事業者が元気になるように力を尽くすとの抱負を述べられております。新体制のもと、町と商工会並びに広島県商工会連合会が相互に連携の上、県下ワーストワンの組織率の改善を積極的に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 再質問。

12番木田議員。

○12番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございました。それと、資料請求していただきましたので、あわせてありがとうございます。

この資料ですけど、企業統計調査数値、平成21年から24年は分母が一緒なんですよね、このまま何年間か分母はこれでいくということによろしいですわね、これは。

今の部長の答弁をお聞きしてたら、広島県商工会連合会の方がされてるのかなというような答弁に私には聞こえませんでした。さまざまな問題があることは、多分皆さん御存じだろうと思います。

つい先般も、県のリサイクル補助金の詐欺事件が御存じのようにございました。この方は副会長さんに復帰され、あわせて5つの商工会の役職につかれていますというふうにお聞きしております。このリサイクル事業、私もまだ当時商工会におったと記憶しております、10年か10年前、その前後に商工会が初めてそういうのに取り組みまして、商工会自体にそういう拡散する機械を設置してというようなこともやっております。その後、府中町とも協力し、NEDOから補助金をいただいたりとかいうようなこともあって、直接的ではないんですけど、そういう流れの中で商工会としても取り組んできた事業の中の一つであったのではないかと私は考えております。その件について何か考えがあれば、またお聞かせいただきたいと思います。

私もこの間、中学校の体育祭でたまたま会長さんにお会いしたんですけど、新しい商工会の会長さんです。大変苦慮されておりました。多分どうしていいかわからないという状況があられるように私は感じましたので、町のほうに相談に行かれてはどうですかというふうにお答えしております。やっぱり今会長さん、新しい事務局長さんに対して情報がどこから行ってるのか、今までの古い体質の事務局から情報が上がってれば、正確な情報が行ってない可能性があります。やっぱり町としてもその辺はいろんな情報、今までの経緯を含めてお出しして、引き続いて御指導をいただきたいというふうに強く思っております。

私、申し上げておきますけど、商工会には大変お世話になっておりまして、商工会は必要だと思っておりますし、本来の中小零細企業のための商工会であるべきだということで、この質問をさせていただいてるわけですが、前回も申しましたように、またこの後いろいろあるかもしれませんが、やっぱり一部の人が、大多数の方は至って普通のちゃんとした方だろうと思っております。一部の方のためだけに会全体として動いたりというようなことも、私には見受けられます。そういうことも含めて、しっかりした権限が府中町にあるわけですから、御指導をしていただきたいということを重ねて強くお願いをいたしておきたいと思っております。

余りたくさんになってもあれなんで、これで、もう一回あります。お願いします。

○副議長（慶徳宏昭君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君） 会長が就任されて、今木田議員のお話ですと、大変苦慮されてるということでございます。町のほうに相談に来られましたら、ともに考えていきたいというように考えております。

事務局に対する指導でございますが、これは次長、担当者等が、私を含めて何度も事務局のほうに行って指導しているのが実情でございますので、また改めて指導してまいりたいと思います。

それと、冒頭触れられましたリサイクル事業についてでございますが、これは法に基づき粛々と進められるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（慶徳宏昭君） 3回目の質問ありますか。

12番木田議員。

○12番（木田圭司君） 補助金の件でございますが、直接じゃあないんですけど、以前商工会でやはりある事件がありまして、その方は不起訴になりましたけど、すぐに理事会を開いて、職員がその方の会社に行って、やめてくれと、格好が悪いから自主的にやめてくれというようなことをされております。これは私が聞き及ぶところによりますと、一部の方がもうそういうふうにしたと。

当然規約とかも定款も読まれてると思いますけど、半世紀以上前にできたベースはそうでございます。現状に即してない部分がたくさんあると思います。私も何回読み返しても理解できないところがたくさんあります。例えば、第三者委員会的なものを立ち上げて、定款を含めていろんな意味で見直すとか、そういう御指導する考えがあるのかどうか。

それと、ちょっと抜粋で読ませていただきます。3年半前に質問をさせていただいたときに、町長のほうから大変たくさんの答弁をいただいております。もし、お考えがあれば、ちょっと後ほど聞かせていただきたいんですけど、そのときの抜粋してちょっと読ませていただこうと思うんですけど、新しい事務移譲を受けて、権限が強なったからというて、私が入って行って全部やりかえるわけにはいかんと、やり方は私はあると思う、だから所定の権限内ではやっていきますが、恐らくこれ放つといたら、

さらに衰退するだろうというふうに、私は大変危惧をしておるんだということです。先ほども言いますように、3年前から理事さんが私のところへおいでにたくさんなっておると、いろんな指導をしてきたけど、まさに打てど響かずというのが昨今の現状であると、本来多額の補助金も出しておりますし、大きな町として賢明な指導者もおられるはず、原則、みずからの力でやっていただきたい。それが原則。最大限権限にのっとって指導はしていきたい。

全部読んだら長くなるので、そのような御答弁をいただいております。私も感じるのに、自浄能力というか、自分たちで今立ち直らせるというのは大変難しい状況ではなかろうかというふうに感じております。町長の答弁にございますように、最大限の権限等を活用されて、今までいろいろやられてこられたとは思いますが、結果的にこういう結果になっておるわけで、現状ですね、まだ再生する可能性はあると思っておりますので、さらなる御指導をお願いしたいんですけど、町長のほうからも多分この件についてはいろいろと町長もたくさんの方から御相談を受けられて、考えをお持ちだろうと思っておりますので、最後に聞かせていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（慶徳宏昭君） 町長。

○町長（和多利義之君） 12番木田議員の質問ですが、権限移譲を受けた権限内においてはまた当初から、また今日に至っても、将来それにのっとって指導はしていくということになろうと思うんですが、特に、今回新会長さんが決まりまして御挨拶においでなったときにも、やっぱり一番トップですから、大切な立場ということで、常々申し上げてきたんですが、規約があってもきかんと、こうおっしゃったんでしょうかね、先ほど。定款規約は見直して、中身を見ますと、そんなにいい規約じゃないと、私はこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという概案は持つとということなんですが、それが果たしてお気に召すかどうかというのは別でございますけれども、そういう形の中でやっぱり基本、基準をつくってそれを守る、コンプライアンスはもう当然のことですから、そのように会を運営してくれと、こう申し上げておいた。さらに、事務局長さんも挨拶に来られたとき、これも会長と一緒に来られたんで、同じことを申し上げた。健全な運営をするように努力をしてくれと、こういうふうに申し上げておると。私は個人的なことでそう申し上げるとということですが。

先ほど木田議員がおっしゃるように、総代会で手を挙げとるのに採決をとらんかっ

たというのは会の体質の問題だと思ひまして、ここらへちょっと手を及ばせえ言われるとちょっと困るなど、こういう気が今しとったということでございまして、あくまでも基盤がよくなったんですから、そこらはみずからで過去を反省しながら、新しいスタイルの運営を生んでいただきたいと、もう全理事一緒です。それを採決を手を挙げとるのにとらんかったというたら、本町議会じゃたらどうなるのかな、そら重大なことなんです。そんなことがあったのは人から聞くだけで、私も中身は知らないということなんです、原則はやはりこれからも指導していきますが、理事さんがしっかりと規約、定款を整備をする。それにのっとりて運営をしていくということ以外に私はないと思うんです。町が権限を持つとるいうて、中へ入って会議なんかまぜくったり、余りちよっかいを出すというのはやっぱり正しい行為じゃないと思ひますので、いろいろうちでできる範囲はやりますよ、指導はしますが、その後はやっぱり理事以上の方が責任を持ってやっていく、こういうことだろうと思ひます。これからも今までのとおり体制もできたんですから、そのようにしていただくように指導をしていきたいと、このような考えておるということでございまして。

以上でございまして。

○副議長（慶徳宏昭君） 以上で、第5項、府中町商工会について、12番木田議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問全部を終わります。よって、日程第2、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（慶徳宏昭君） ここでお諮りをいたします。

本日はこれをもって散会とし、9月26日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（慶徳宏昭君） 御異議がないと認めます。よって、本日は散会とし、9月26日午前9時30分から会議を開くことと決し、これをもって散会といたします。

（散会 午前11時38分）